

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第5期 第3回豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局（担当課）		ごみ減量推進課
開催日時		令和2年8月27日（木） 9時56分～11時48分
開催場所		豊島清掃事務所 講堂
議 題		1 開会 2 議事 (1) プラスチック製容器包装の分別収集による資源化の推進について(中間まとめ案) (2) 食品ロス削減推進について (3) 事業系ごみ対策について
公開の可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0 人
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	松波淳也、斉藤崇、田中幸一郎、青木正典、小田原治美、須藤泉、藤居秀三、磯一昭、西山陽介、永野裕子、川瀬さなえ、石原淳子、南手千津子、三原真理子、高桑光浩、佐々木渉（敬称略）
	そ の 他	ごみ減量推進課長、環境政策課長・環境保全課長兼務、豊島清掃事務所長
	事 務 局	ごみ減量推進課計画調整係長、同主任 ごみ減量推進課事業推進係長、 清掃事務所管理係長、豊島清掃事務所作業係長、 清掃事務所統括技能長、清掃事務所指導係技能長

審 議 経 過

(9時56分開会)

1. 開会

2. 議事

○会長 それでは、早速議事に入らせていただきます。本日は3件の議事を予定しております。初めに、1、前回皆様にご審議いただきましたプラスチック製容器包装の分別収集による資源化の推進について、事務局から中間まとめの案について、説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 それでは、資料3-1号、プラスチック製容器包装の分別収集による資源化の推進についての中間まとめ案について、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきたいと思います。

前回、説明をさせていただきまして、それについて、様々ご議論いただいて、ご意見等もいただいたところでございます。今回は、そのご意見等を反映させていただいた中間のまとめ案というものを作成させていただきました。前回の資料がベースとなっておりますが、特に変わったところと、追加させていただいたところなどを中心に、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず1番では、本区におけるプラスチックごみのリサイクルということで、区の資源回収のこれまでのプロセスを載せさせていただいたというところでございます。

3ページが2番ということで、プラスチックごみをめぐる動向ということで、国ですとか、東京都、それから23区の資源回収の動向等をここは記載をしているところでございます。

追記をさせていただいたところがございまして、3ページの(1)社会的な動向の丸の二つ目でございます。4行目からになるのですが、7月でレジ袋有料化が導入されて、同月の中央環境審議会・産業構造審議会の合同会議では、「プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収に向けた環境を整備」をするといった方向性が示されたというところでございます。この一括回収に向けた環境整備といったこと、それから中間処理を一体的に、市町村や事業所と、それぞれ行っているような中間処理を一体的にするということですか、それから、市町村の努力に応じて補助金を交付するといったようなところの方向性が示されているというところでございます。こちらを追記させていただいたところでございます。

以降は、次に、6ページの3番をご覧いただきたいと思います。

プラスチック製容器包装の分別収集導入をめぐる主な論点ということで、前回、(1)から(6)までの6点について、論点をご説明させていただいたところでございます。その中で、まずは発生抑制・排出抑制、リデュースをまずはしっかりと取り組んでいくというところを前面に押し出すべきではないかというご意見がございました。これを踏ま

えまして、六つの論点のところのまず一番目に、発生抑制・排出抑制の推進への寄与といったところについての記述を前に持ってきたというところでございます。その内容につきましては、8ページに記載がでございます。

(1)ということで記載をしておりますが、丸の三つ目のところ、こちらもちょうと追加をさせていただいたところでございます。区役所自体も排出事業者として、排出量を抑制していくことが必要であると、現在まで職員向けにマイバッグ持参の依頼、それからイベント等でのリユース食器の貸出等を行っているところでございますが、今後は区施設ですとか、公園等で使用するところでの食器等の脱プラスチック、そういったところを進めていくというふうな検討を始めていくということで、これもご意見があったところでございますが、区役所自らもそういったところに率先して取り組んでいくということも、新たに記載をさせていただいているというところでございます。

そのほか、最後、少し飛びますが、13ページの4番のまとめのところでございます。ここは、まず丸の一つ目として、ごみの資源、ごみの減量と資源化の向上、温室効果ガスの削減効果等が得られるという一方で、区民にとって分別の分かりにくさや手間があること、収集運搬、選別・保管に大きなコストがかかることが課題であるということで、特に選別・保管場所委託事業者の確保というところは重要だということで、まとめとして書いております。

その下の丸の二つ目でございますが、プラスチック製容器包装の分別収集を始めたとしても、そのものの排出量を減らすものではないということで、次の14ページにかけてですが、最も重視すべきリデュースを進めるために、本区においては、引き続き必要な発生抑制・排出抑制に取り組むことが必要だという形で記載をさせていただいております。

最後の丸も加えさせていただいたところですが、これもご意見を踏まえてというところでございます。なお、昨今の新型コロナウイルスの感染症、感染拡大に伴う在宅勤務の移行など、生活スタイルや事業活動の変化にも十分注意をするということで、特にごみや資源の収集回収の際の感染防止については、区の状況に応じて、必要な対応を図るというような形で、まとめのところに加えさせていただいたというところでございます。

このような形で、前回のご意見を踏まえて、再度追記とさせていただいて、中間のまとめ案というふうなところでまとめさせていただいたところでございます。説明は以上でございます。

○会長 ご説明をありがとうございました。

ただいま事務局から提案がございました、中間まとめの案についてのご提案です。こういった意見を入れてほしいですとか、もう少しここについて審議したい等、何かご意見ございましたらお願いします。

○委員 先ほど一括回収というお話が、言葉が出ましたが、一括の範囲はどのところまで指すのだろうと、プラスチックの。それで、分別リサイクルですから、その一括が、過

去のような、昔やっていたような、プラスチックだけ別というふうにするのか、最近の新聞等で見ると、もうそれこそ歯ブラシからポリバケツ的なものまで一括、それをやれというような法律ができそうだというのは、新聞に載るんですけど、そこを指しているんですかね、一括とは。

○ごみ減量推進課長 はい、一括というところで。そうですね。この7月にされた会議や報道等を見ますと、やはり洗面器ですとか、そういったものも含めた製品のプラスチックを、容器包装と一体的に処理をするというふうなところがあるのかなというところでございますので、その辺りを想定しているところでございます。

○委員 ありがとうございます。それ以上になりますと、今の収集の形態ですとか、分別をどこでどういうふうに分けるんだとか、その後のリサイクルという、これ、また施設ですかね、そういったところは、今のところない。ないんですよね。それを有効にリサイクルしなければならないというテーマであると、現状では、ちょっと考えられないという。そうすると区、いろいろな区で少し話を聞いているんですけど、大変な内容になるのかなというふうに想像しちゃうんですよ。それだけですから、実際に、どういうふうに流れていくかちょっと分かりにくいということは感じました。

以上です。

○会長 ほかにご意見等ございましたらお願いいたします。

今回のプラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収の議論までは踏み込んでいない状態ですよ。これから、今後の課題ということになると思いますけども。

○委員 前回述べたことも踏み込まれた形になったというふうに思っているんですけども、そもそもというか、指定法人ルートに乗せるかどうかということが、その先にあつて、議論しているのかなということが、一回目のときには、これどうするんだといったくらいの話で、指定法人ルートに豊島が乗っていないということについてはそれなりの議論の経過があった。豊島が取り組んでいた経緯があったということで、そのことをどうするんでしょうかというふうなことを投げかけて、それが、一番最初には、そこが見えてなかったんですけど、前回で、指定法人ルートをどうするかというのが先にあるんだということ、明確になったというふうに思っています。

それで、この中間まとめの基本的な考え方ということなんですが、やはり、そこを前提にするとすると、他区の動きとか、その辺も意識する必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、他区の現状は出ているんですけども、議論とか、区長会の動きなどもちょっと気になるというか、整理しておく必要があるのかなと。ここに記述するかどうかは別としてなんですけども、それで、ご案内のとおり、かつては、地区内清掃を目標に工場を建てて、それがそうじゃなくなって、持込みがあるわけですよ。何かそこを工場がある本区としては、その他区の動向もちょっと注視というか、していく必要がありますし、やっぱり23区全体で考えていかなきゃいけないようなところがあると思うんですが、そこについてが特に言及がないなという感じがしております。これ

に載せるかどうかは別の判断がいるかと思うんですが、そこをちょっと踏まえたいと思うんですが、ご説明いただけますでしょうか。

○ごみ減量推進課長 今23区のうち、まだプラスチック容器包装の分別収集を導入していない区は11区というところで、5ページのところで、導入しているのは12区、導入していないのは11区という状況でございます。ほかの区の状況も、今いろいろお話を伺っているところではありますけれども、やはり、導入を今回、今年度あたりから導入を開始、検討を始めているというところはかなり多くあるのかなというふうに感じております。

具体的には、東京都のほうも、この導入をしっかりと後押しをしていきたいということで、今年度の予算に導入のための調査ですとか、実際に収集をする際のその費用の支援とかというものもメニューとして、補助金のメニューを加えておりますので、それを活用しようという区が出てきているというのは、実際あるというところですよ。

聞いたところだと、今年度に関しては、渋谷区のほうが、その補助金を活用しながら検討を始めていこうとしているというところがございます。そのほか、そうですね、ほかの区のほうも導入のほうは検討をし始めているというところが幾つか出てきているのかなというところはございます。

○委員 会長、すみません。

前回か前々回も申し上げたと思うんですが、東京都で、今年度このプラスチックの問題についての予算が1億円でしたか、たしか、確保されていたんですよね。今お話しになったところもそこに充てられる一つなのかもしれませんが、基本的には、各自治体の判断なんだろうと思うんですが、東京都なり一組なりの動きというか、全体でどういう方向性をとというような、そういう段階に来ているのかなと思うんですが、東京都、どのくらいこれを予算も取った上で、積極的に介入といったらあれですけど、ちょっと政策誘導的な動きをしようとしているのか、ちょっと見えてこない感じが、コロナがあったので、なかなかそういう具体的なものは、新しいことは進まないというところはあるのかもしれないんですが、その辺の考え方はどのように聞いていらっしゃるのでしょうか。

○委員 じゃあ、すみません。

23区の清掃リサイクル担当の部長会というのがあって、そこでの議論を若干ご説明しますと、今、委員からありましたけど、工場のある区、工場のない区というのがありますから、23区全体でもうごみを減らしましょうよという、そういう議論をしているところですよ。東京都も強力に23区でもうプラやりなさいということで補助金をつくって、もう強力に推し進めている状況で、本区も、今回このような中間まとめをいただいたので、そういう検討に入るといことになるのかなと思うんですが、やりませんと宣言している区もあります。なので、23区で統一して、いついつまでにこういう方向でやりましょうというのはできていないというのが現状です。

ただ、そこについては、本当に、もう23区でもいろいろ目標値を決めるべきだとか、

いろんな議論しているんですけど、やっぱりなかなか難しいという状況でございます。
今の状況ですね。

あと、ある区ですけれども、この国の動きを受けまして、製品プラについてもやりたい、やる方向で調整、検討すると言っている区もありますし、やっぱり、そこは区の方針というか、姿勢が結構表れているかなというところでございます。

あとは、先ほど、委員からお話のありました、難しい、そういうルートって今ないじゃないかというお話もありましたけど、私の、このいろんなところから説明を受けた印象ですと、まず製品プラ、歯ブラシとか、バケツとか、それと、容りの容器包装、それを一括して集めると。そうすると、当然量も増えますから、今、既にやっているところの費用もかさみますよね。それを今現在は、保管場所を区で確保して、そこで中間処理というんですかね、分別したりだとか、それをやって、今度は処理をする業者さんに渡して、そこで、また分別したりするという二度手間があるので、それを一回で済ませましようという考えのようです。私の希望的な観測としては、いわゆる区でその保管場所を設けなくてもいいのかなという、いきなり、そっちの処理をするところに持っていくということになるといいなと思ってんですけど、それは、まだ示されていないので分からないという状況です。

以上です。

○委員 すみません。続けて恐縮なんですけど、せっかく委員からお答えいただいたので、もう少し聞きたいんですけども、やりませんと言っている区の考え方、あとは区の、どこの区かというのも含めて、もしお聞かせいただけるならお願いしたいのと、あと今後の方向で、やるにしても、やらないにしても論点となっているところ、そこについて、ちょっと入れていただきたいなと。

あと、収集運搬のその拠点の話があった委員にお答えのことですけれども、だからこそ、やっぱりほかの区との動きというか、調整をしながらやっていく必要があるのだと思います。指定法人ルートに乗らなかったのは、やっぱり保管場所の問題も大きかったですよね、最初。これがかえってすごくコストになったりとか、環境負荷の面でどうなんだというようなところもあったりというものがありましたので、やっぱり、本区だけの判断でスムーズかといったら、そうではないところもあるとは思うので、ほかの区の動きもちょっと気になる場所なので、もう少し伺えればと思います。

○委員 やりませんという区の名前はちょっと控えさせていただきますけど、考え方としては、言っちゃったら分かるかもしれないけど、豊島区みたいなコンパクトな区ならいいんですけども、大きいから、それをやっていたら大変だという。そういう考えのようです。コストとかですね。

ほかの区との、これから、どういうふう調整していったらいいのかなと、確かに、委員がおっしゃるとおり、豊島区だけでこうやりましょうというのは、なかなか難しいと思いますが、それは、これから、今、23区の部長会でも検討しているところもあり

ますので、その検討状況を見ながら、また国がどういう制度を打ち出してくるかというのがありますので、そういうのを見ながらの検討になるのかなというふうに思っています。

東京都の補助金は、あまり遅くなると補助金出なくなっちゃうので、本当は早くやりたいんですけども、あまり焦ってやるのはちょっと難しいかなとは思っていますが、私は、やりたいなというところがございます。すみません。あまり答えになっていませんが、以上です。

- 委員 ちょっと生意気なようですけど、実は、ほかの区からいろいろ質問をされたり、協力しろというようなことは、やはり起きています。それと、5ページに載っているところの、中央区のことは、私どもなんですね。でも、場所は城南島という大田区なんです。こういう問題をもう一回、もちろん豊島区さんはご存じで、1か所で、今何とかやっておりますけども、施設としたらば、2区、3区同時にやるぐらいのスペースでないと、採算上とか、それから環境なんですよ。妙なところに工場を造っても、すごく大反対運動が起きますから、操業できないという、運用できないんですね。

ですから、業者側から見た場合に、この港区さんって出ていましたね、資源センターと、港区資源センター。実は、最初にプラントを造ったのはうちです。当社の足立工場でそれを造ってスタートして、二年、三年たつまでに、こちらに移されちゃったという経緯があります。そうすると、プラントは償却できませんよ。それは仕方がないんですね。ですから、業者とすれば、大きな投資をして仕事の継続性、そこに、あの競争入札が起きれば、なかなか、その安定した経営はできないというふうに見ているんですね。

そういうところも含めて、それを言っているもしようがないんですけど、先ほどの一括というんですけど、先ほど品質を選択というか、分けていかないと、特に塩ビ系が入ったら全部アウトですから、容リプラの審査は非常に厳しいですよ。それが出ないと返されて、もう一回やり直したいことになるぐらい、厳しいんです。そういうことも知っていただいて、次の取組のときに、もし我々の、参考になるのであれば、どうぞ見に来ていただいたりしてと思います。

はい、以上です。

- 会長 ほかに何かご意見等ございましたらお願いします。

- 委員 中間のまとめの案ということで、前回と変わった部分で、発生抑制、まず、排出抑制を前面に出していこうということで、そのことは、非常によろしいことだなと感じているところです。

それで、今回の審議会の流れの中で、なかなか入ってこなかったのかというふうにも、ちょっと個人的には思いましたが、先月、豊島区はSDGsの未来都市に選定され、また自治体のモデル事業というダブル受賞ということで、豊島区長は、もうオールとしまで、これを取り組んでいるんだということをはっきりと明言されて、そういった取組も各部署でスタートしているかというふうに思います。

私も言わずもがなでございますけども、このSDGsの目標の中でも、循環経済の移行を目指していくという取組が目標として明確に示されておりますし、また、その目標をさらっと俵うというだけじゃなくて、詳細目標というんですか、ターゲットも細かく分類されているというふうに聞いております。そういう中で、今回のこの審議している内容についても、廃棄物の発生抑制、また削減とか、それから再利用等を、大きく今回の検討の中に入ってきている部分じゃないかというふうに思います。

今回のまとめの中で表現として入れるかどうかということは、それは、また、ご検討かというふうに思いますけども、ぜひ豊島区が、今後未来に向かって取り組んでいく、このSDGsの目標達成への理念、そして、その取り組むべきことをこういった場面の中にもしっかりと入れ込んでいくということは必要なことじゃないかなというふうに感じています。いわゆる広い意味での区民ですね、住民だけではなく事業者の皆様や、各種団体の皆様、豊島区に接している皆様がオールとしまで、このSDGsの目標達成に向けて、豊島区がよりよくなるために、この今回の廃棄物の収集等の資源化の推進について、さらに一步深く表現も含めて取り組んでいただければありがたいかなというふうに思いますけども、その件について、ご所見をお伺いさせていただければと思います。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます、はい。ご指摘のとおり、SDGsの未来都市ということで選定をされたという中で、特に、その環境、経済、社会の中での環境面というところでも、しっかりと取組をやっていくというところの中で、今回の分別収集を進めていくというところは、その一つの目玉の事業になってくるのかなというふうに考えております。

やはり、これを実際進めていくというところは、区民の皆様にも、本当に、分別等でご協力をいただくというふうな形になりますし、それを区としてもしっかりと進めていくというところの中で、まさにオールとしまで、これも進めていくということになるのかなというふうに考えております。

一般廃棄物処理基本計画の中でも、計画自体も、この選定されたことを踏まえて、しっかりとSDGsの指標ですとか、そういったものを意識したものの計画にまとめていきたいというふうに考えておりますので、この辺りはしっかりと、計画の中にも、答申の中にも、この都市に選定されたというところを前提にしながら最後まとめていって、計画自体もSDGsの取組のところをしっかりと入れた計画にしていきたいと考えております。

○会長 今回の中間まとめ案のほうにも、SDGsの関係、入れる余地はあるんでしょうか。

○ごみ減量推進課長 はい、そうですね。この中にも、区のこれまでの取組とかというところの中でも出てくるというところの中に、しっかりと入れ込んでいきたいかなというふうに思います。

○会長 そのほかご意見ございますでしょうか。

それでは、この中間まとめ案ですけれども、今、いただきましたご意見も踏まえまして、基本的に、この中間まとめの内容で、この線で進めていきたいと思います。今回いただいた意見や、今後いただく意見は、最終答申に反映させていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、議事の２番、食品ロス削減推進について、事務局から説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 それでは資料３－２号、食品ロスの削減推進について、ご説明をさせていただきます。

この審議会では食品ロスについて取り上げさせていただくのは初めてという形になりますので、食品ロスの現状等といったところから、区の出組とか、今後の出組の方針といったところまで資料をまとめておりますので、順に説明をさせていただきたいと思います。

まず一番で、食品ロスの現状というところでございます。食品ロスの定義でございますが、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを指すというところでございます。

２ページに、現在の食品ロスの発生量というところを図で掲載をしております。

こちらをご覧くださいますと、日本で食品ロスがどのくらい発生をしているのかというところでございますが、２０１７年度で約６１２万トンということでございます。そのうち事業系が約３２８万トン、家庭からも、これが、約半分に当たりますが、約２８４万トンということで、家庭からの食品ロスも非常に多く発生しているというところでございます。国民１人当たりの食品ロス発生量は、１日約１３２グラムということで、ご飯茶碗約１杯分という食品ロスが発生をしているというところでございます。

その内訳、家庭系の内訳というところでございますけれども、直接廃棄ということで、これは賞味期限切れ等でそのまま使用されずに廃棄されたものということでございますが、こちらが約３５％、それから過剰除去ということで、皮をむき過ぎるとか、本来食べられる部分を除去してしまっているというところが発生しているものが約２３％、それから食べ残し、これが約４２％、このような形で推計されているというような状況でございます。

(２)番、３ページの(２)が国や都の動向というところでございます。

まず、①番は食品ロス削減推進法の施行と国の基本方針というところでございます。平成１２年に制定されて、翌年施行された食品ロスリサイクル法でございますけれども、こちらは、主に販売事業者とか、関連事業者、事業者を対象にした出組というところの法律というところございました。

昨年なんですけど、令和元年に制定、施行されました「食品ロス削減の推進に関する法律」こちらは議員立法で成立したものでございますけれども、この法律は、国・地方公

共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携をして、国民運動として、食品ロス削減に取り組むということが目的とされている法律であります。

この法律に基づきまして、食品ロス削減月間を10月と、毎年10月ということで定めていたりですとか、国は基本方針を定め、都道府県や区市町村は、その国の基本方針を踏まえて、食品ロス削減推進計画を策定するように努めることというような形で定められております。そのほか、国による普及啓発、実態の調査等々が法律で規定されたというところでございます。

この法律を受けて、国が本年の3月に閣議決定をしました、食品ロス削減の推進に関する基本的な方針というところの中では、各自治体の役割や基本的な施策などが示されていて、数値的な目標としましては、2030年度までに食品ロスの量を2000年度比から半減をさせるということ。また、食品ロスを認知し、理解し、食品ロス削減に取り組む消費者の割合を80%にとするようなことが基本方針には定められているというところでございます。

続きまして、4ページでございます。

②番で、東京都の動向というところでございます。東京都は、昨年公表しました「ゼロエミッション東京戦略」の中でも、食品ロス削減については触れておりまして、東京都も、やはり2030年に、2000年度比で半減をするというようなところを目標に掲げているというところでございます。東京都のほうにつきましては、現在、様々な事業者等、事業者・消費者団体、有識者等が参加して、「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議」というものが行われております。

食品ロス削減に向けた提言というものを今取りまとめているというところでございます。その提言を受けまして、東京都のほうは、東京都の「食品ロス削減推進計画」を策定する予定であるというところで、聞いているところでございます。

5ページからが、2番ということで、食品ロス削減のための取り組みの例というふうな形で、今進んでいる食品ロス削減の取組について、触れております。

(1)番は、商慣習の見直しということで、消費期限・賞味期限、この違いというものを明確にしていると、しっかりとその周知を図っているというところでございます。

消費期限につきましては、主に、生鮮食品やお弁当、お総菜といった期間が短いものですね。調理されたもの。おおむね5日以内のもの。こういったものは消費期限というふうに呼んでおります。したがって、この期限を過ぎると食べないほうがよいというふうにされているものでございます。

一方の賞味期限につきましては、加工食品等でおいしく食べることができる期間の目安とされているものでございまして、各食品メーカーが設定をしているということで、基本的に期間はみんな長くなっているというところでございますので、その期限を過ぎたらすぐに食べられなくなるかということ、そういうことではなくて、その上では、おいしく食べることができる目安ということでございますので、その期限を過ぎたもので食

べられるかどうかというところは、個別に判断をしてというふうな形になっております。

それから、食品流通の分野において、いわゆる3分の1ルールというものがございまして、その辺りについての見直しも行われているというところでございます。3分の1ルールといいますのは、賞味期限、例えば6か月あるような食品のものと、製造してから2か月のうちに、まずはスーパー等に納品をしなくてはならないと、納品の期限が2か月間設けられていると。販売の期限が、その後の次の2か月というような形になっておりまして、最後の、その販売期限というものを過ぎると、まだ賞味期限まで2か月残っているんですけれども、もうそうになると店頭から引き上げてというような形で、一部値引き販売等もしているというところではありますが、廃棄をされてしまうということで、こういった商慣習が続いているというところの中で、この辺りを見直していこうというような動きも、国なんかを中心に進めているというところでございます。

それから、6ページに、賞味期限延長と年月表示化ということで、現在、日まで入っているものなんかを年と月までの表示に移行するですとか、そういったものなんかが徐々に進んでいるというところでございます。

そのほか、食品ロス削減推進月間・食品ロス削減の日ということで、これは昨年、法律で規定されましたけれども、毎年10月を食品ロス削減月間とすると。また、10月30日は食品ロス削減の日ということで、自治体等でも様々な取組等がこのときに行われているというところでございます。

7ページは、(3)番ということで、飲食店による「食べきり」「持ち帰りの促進」ということで、外食時での「食べきり」ということで、まずは、しっかり注文し過ぎないとか、しっかり食べ切ってもらおうというふうなガイドというものがあります。

その上で、持ち帰りについてですけれども、これは自己責任の範囲でという前提で、店も対応できる範囲でドギーバッグ等のものを進めていくというふうな取組も進んでいるというところでございます。

それから、30・10運動ということで、これは主に宴会のときなんかに言われているところでございますけれども、宴会や会食時での食べ残しを減らそうというふうなキャンペーンということでございまして、乾杯後30分は席を立たずに、まずは食べることに集中しようと。それから、お開きとなる10分前も、最後残っているもの、自分の席に戻って、再度料理を楽しむというようなことを進めながら、会食時、宴会での食べ残しを減らそうというような動きがあるというところでございます。

8ページの(5)番は、啓発用ビデオ・リーフレットの作成ということで進めていくための様々な啓発も行われているというところでございます。

9ページからは、3番ということで、本区のこれまでの取組について記載をさせていただいております。

まず、「食べきり協力店」ということでございます。区のほうでは、小盛メニューの導入など食べ残しを減らすような取組を行っている飲食店を「食べきり協力店」というこ

とで登録をしまして、登録をしたお店につきましては、区のほうで作成したステッカーですとか、POP等をお店のほうに置いていただくようお願いをして、そういったことをやっているというところでございます。

昨年の4月から始めまして、現在、16店舗が登録をしているというふうな状況でございます。これをさらに広げていくということで取組を進めていこうというところでやっているところでございます。

10ページの(2)番ということで、フードドライブの実施ということでございます。

これは、家庭での食品ロスを減らすための取組の一つと、一環ということでさせていただいております。家庭で余っている食品をお持ちいただいて、区のほうで、それを預かります。預かったものを区から豊島区民社会福祉協議会を通じて、区内の子ども食堂ですとか、それから、食品提供を必要とする方々にお届けをするというフードドライブといった取組を平成29年度から実施しているところでございます。

当初は、イベントの際に、事前に告知をして集めていたというところでございますけれども、常設の窓口を設けようということで設けましたのが、平成30年の12月から、まず、ここの豊島清掃事務所のほうで常設窓口ということで受けさせていただくことにしました。

その後、受付窓口を広げていきまして、昨年の7月には、豊島区役所の本庁舎6階の環境政策課で受けるようにしまして、その後、同年10月には、東西の区民事務所、こちらでも受付のほうを始めているというところでございます。こういった形で、常設窓口の設置、その場所をまた拡充してということで、年々、フードドライブの受付のほうも増えてきているというふうな状況でございます。

(3)番は、食品ロス削減対策レシピの紹介ということでございます。区内にあります食の専門大学の女子栄養大学とも協力をさせていただきまして、大学のほうから、食品ロス削減、食材を有効に使うようなレシピのほうをご考案いただいて、そういったものを区のほうで作成している冊子ですとか、ホームページのほうで紹介をしているというところでございます。

11ページは、(4)ということで、イベントの開催ということでございます。昨年度、食品ロス削減月間の10月に、区民の集いということで、講演会を開催をさせていただきました。女子栄養大学の学長からは、食品ロスを巡る世界の動向ですとか、食糧問題に関する、食育に関する問題等もお話をいただきました。

それから、もう一方、料理研究家の方から、冷蔵庫の整理ですとか、食品保存のためのコツ、そういったところなんかについての実践的な取組の方法について、ご講義をいただいたというイベントでございました。

そのほか、西武池袋本店さんともご協力をさせていただきまして、食品ロス削減講座、こういったものなんかも実施をしたというところがございます。西武百貨店のキッチンスタジオ、こちらをお借りして、実際に食品ロス削減のためのレシピを実現していただ

いたりですとか、そういったことをさせていただいているというところでございます。

それから、(5)番目は、としまフードサポートプロジェクトへの参加というところでございます。これはフードドライブともちょっと関連をしているところでございますけれども、本年3月、新型コロナの影響で、小中学校が休校となったというところで、休校となるということで、当然、給食も休止となってしまったという状況の中で、親御さん、子供のお昼をどうするのかというふうなところで、親御さんもかなり悩まれているというところの中で、そういった食のサポートを行うためということで、NPOさんなんかを中心となって、区内在住の方なんかにお米ですとか、レトルト等の食品を集めて提供したというところでございます。

区のほうでも、このプロジェクトの際に、区のフードドライブで集めた食品等をお届けをさせていただいたというところでございます。あわせて、区のほうでも防災用の備蓄のアルファ化米とか、そういったものなんかをお渡しをさせていただいてということで、こういったところにもご協力をさせていただいたというところでございます。

次が、参考というところでございますけれども、豊島区における食品ロスの排出の状況というところでございますが、これにつきましては、毎年、ごみの組成調査というものをしております、集積所にありますごみのサンプルを幾つか持ち帰って、その中身を開けて、そのごみの中身がどういったものが含まれているのかといったものを調査をしているものがあるんですけれども、その中で、未利用食品という分類があります。これは、文字どおり実際に開けられずに捨てられていた食品がどのぐらい含まれているかというものでございます。

それを見ますと、未開封の未利用食品は、全体の3.2%含まれていたというところでございます。燃やすごみの量から換算しますと1,675トン、区民1日1人当たりですと15.8グラム、未利用の食品が捨てられているというようなところが組成調査から分かるというような状況でございます。

右側の13ページには、未利用食品の内訳というふうなところで、どのような食品が捨てられているかということで、菓子類が最も多いというような状況になっております。

それから、右下の図表6は、未利用食品の消費期限、賞味期限がどのくらい経過しているかというところでございますが、ご覧のとおりということでなっておりますが、期限内のものも7.4%含まれているというような状況になっております。

こういった区の実践等もこれまでのところでご説明をさせていただきましたが、今後、食品ロス削減の実践の今後の方向性というところでございますが、法の趣旨にもありますとおり、区民、事業者、行政、多様な主体が連携して一体となって取り組んでいくということが重要でございますので、これまでしているような実践をさらに深めていながら、食品ロス削減を区としても進めていきたいというふうに考えております。

その実践の例という形で、以下に(1)から(5)までということでまとめさせていただいております。

一つ目は、情報発信・普及啓発の推進ということで、分かりやすいリーフレットの作成ですとか、ホームページをさらに充実させていくと。それから、家庭での取組を支援するための冷蔵庫整理ですとか、食品の収納、それから食品ロス削減対策のレシピですとか、クッキング教室、そういったことなんかを進めていくということ。それから、区民の方や児童・生徒等も対象として、出前講座の中でも食品ロスに関して普及啓発を進めていくということでございます。

(2) 番は、販売店や飲食店との協力体制の充実ということで、「食べきり協力店」をさらに拡充をしていくということ。それから、商店街、商工会議所さんとも連携をしながら、そういったこと、さらにどういったことが進められるかということを進めていきたいということ。

(3) 番は、大学や教育機関との連携ということで、既に女子栄養大学さん等をはじめ区内の大学等とも連携をしながら取組を始めているところではございますが、さらに連携をして、食品ロス削減のレシピですとか、それから普及啓発のためのツール等、そういった取組をさらに展開していきたいと思っております。

(4) 番目としましては、関係団体との連携ということで、先ほどのフードサポートプロジェクトのように、NPOさん等とも連携をしながら、この辺りは、特に食品ロス削減も取り組みつつ、それがかつ必要な方にきちんと届けられるような仕組みといったところをさらに求めていきながらやっていきたいと考えております。

最後、(5) 番目、事業者としての区取組ということでございますが、区の施設からも小中学校等で生ごみ等、給食で発生しているものはありますけれども、現在もリサイクルをしているところではございますが、こういったものをさらに食品ロスの観点からも減らしていけるような取組というところも、事業者としての取組として進めていきたいというふうに考えているというところでございます。

これらの取組、こういった形でまとめさせていただいておりますけれども、こういった取組をまとめたところを区としては、食品ロス削減推進法に基づく、区市町村が定めるように努めるとなっている食品ロス削減推進計画というふうな形で、一般廃棄物処理基本計画の中に盛り込んで作成をしていきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございます。

この食品ロスの件に関しまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

食品ロスの件は、生活者の方々のコメントが非常に重要となりますので、公募委員いかがでしょうか。

○委員 私は、この資料にも出てきました子ども食堂とか、NPO法人のWAKUWAKUネットワークに関わっておりまして、今、子ども食堂は、ちょっとどうしても密にな

ってしまうので開催ができないんですね。それで、フードドライブという形で、お米をちょっと仕分したり、あと、寄附していただいた食品をご近所の方の寄附もあるんですけども、いろいろな企業さんから寄附していただいた、店頭には売れないけれども、賞味期限、まだ1か月ぐらいあるレトルトカレーとかをお配りしております。

それで、私は、そういう子供関係のこととか、あと、地元小学校の保護者じゃないんですけども、サポーターのOG会がありまして、そんな中でも、時々、お手伝いに行くんですけども、食品ロスに関しては、教育がすごく大事だと日頃から痛感しております。子ども食堂に来たお子さんにも、ニンジンの皮は、ニンジンはこちらに使ったけど、皮とか小さいところは刻んでスープに入れるんだよとか、そういう賞味期限が切れそうとか、あとスーパーなんかでも、お弁当の何時までというのがありますよね。あれが、なるべく早いものから取っていく、長く食べられそうなものから取っていくけども、それは、ぎりぎり、かなり安全性を見越しているもので、そういうところはよく考えて賢い消費者になりましょうというのをよく言っております。

それと、あと、ちょっとスーパーなんかでも、時間が迫ってきた食品を1割引きとか、2割引きとかつきますよね、シールを。それを小さい子が、それがどういうものか分からないから、あえて気持ち悪いから取らなかったという子が多いんですね。だけど、それは、その日のうちに食べれば十分食べられるんだから、しかも安くて、あなたたちはすぐ食べるんだから買って大丈夫だよというようなことを教えると、それは節約にもなるし、すごくうれしいというような評価があるので、やっぱり幼稚園とか、保育園とか、小さいうちから消費者教育をすることがすごく大事だと痛感しております。すみません。

○会長 委員、ございますか。

○委員 昨日ですか、新聞を読んでいましたら、豊島区ではあまり見かけたことはないんですけども、パンの工場が、給食がなくて、そしてフジバーカリーとかと書いてありましたけど、一般の人たちに売るとか。それから、また別の話で、私よく駒込にある、スーパーのサカガミというところに行きましたら、やはり、学校給食でおみそ汁を出す、そのおみそが使われないまま、おみそは仕込んだらやっぱり使わなきゃいけない、かといって捨てるのはという感じで、そのサカガミで安く売っていて。だから食品ロスも、私たちが、たまたま新聞を読んだり、たまたまお店に行つて気がついてあれなんですけれども、もっと分かりやすく、何でしょうね、こういうところでこういうあれがありますというのもあったら、一般の私たち消費者もお役に立てるかなと思いました。

やっぱり主婦ですから、食べ物を捨てるということは、本当に身を切られるように、委員もおっしゃっているように、食べ物というのは本当に命なので、大事にしていきたいなと思いました。そういう知るきっかけが何か分かりやすくあったらなという手段を期待しております。ありがとうございます。

○会長 情報発信というか、そういったところで、区のほうでは、期待したいと思いますので、お願いいたします。

委員でございますか。

○委員 私は、直接じゃないんですけど、知り合いが子ども食堂や、あと、WAKUWAKUネットに関係しているので、たまたま、うちでちょっと頂き物で多かったりんごとか、そういうのが多いとお電話をして、りんごあるんだよと言って持参しているんですね。ただ、こういうのを町会、私は、たまたま町会の役員をしているので、私の町会には、皆さんにお話しして、こういう食品ロスがあったら、ちょっと頂けると、子ども食堂とか、そういうネットワークに寄附できますということをお知らせするんですけど、知らない方がすごく多いです。ですから、やっぱりごみ収集のときに見ると、ああ、こんなもの捨ててあってということを感じます。

それから、もう一つは、ちょっと思っているのは、豊島区は、今まで各学校に栄養士さんがいて、給食の方がいたんですけど、今は業者か何かをお願いしているようですよね、給食。そうすると、今までと、今はコロナの関係で、給食もすごく簡単な給食も多いようなんですけど、残すお子さんがどのくらい違ったかなというのがとっても気になっています。前は、学校ごとにメニューが、ちょっと、これはいっぱい残るから今度はこれをうまく残らないようにという感じのお話を栄養士さんから聞いたことがあるんですけど、今は、もう何とかという業者が入っているので、そのところがちょっと気になっております。以上です。

○委員 今、栄養士の話が出ましたが、実際に作るのは事業者に委託をしているんですけども、栄養士は各学校に非常勤だったりもするんですけども、これは以前と同じようにいますので、多分、その辺、残ったのをやっぱり見たりだとか、そういうこともやっていると思いますので、それは以前と変わらずやっているかなと思います。今回、コロナになって、その辺どうなっているかはちょっと申し訳ありません、ちょっとよく分からないのもありますけど。

○委員 ありがとうございます。

○会長 その他食品ロスの削減推進に関しまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○委員 じゃあ、はい。すみません。いいですか。

いろんな取組、国のほうで法律できたということもあって、いろいろな取組が進んでおりますし、地元でも、草の根的な活動も含め、やっていただいていると思いますが、今、やっぱりコロナになって気になっているのは、ご紹介ありましたけれども、WAKUWAKUさんとか、子ども食堂とかをやっていただいておりますが、やっぱり、ちょっと困窮しているご家庭が今までもありましたし、これからもっとそういうお困りの方が増える可能性が高いと思っているんですね。

この食品ロスの問題は資源がもったいないとか、ごみを減らそうとか、そういうものもあるんですが、やっぱりミスマッチで過剰なところと、一方で、なかなか見えにくいけれども、非常に困っている人がいるという、昔そういう食べ物に困っているという途

上国の話かと思われていましたけど、日本でも確実に特に子供の貧困ということが表に出てきて、最初、それをなかなか政治の場でも認めない人もいたんですが、これ日本の大きな問題だということになっておりますので、このミスマッチを解消して、ちゃんと必要な人に届くようにという仕組みに変えていくということを、これ環境清掃部だけでなくやってやることだと思う。やっぱり環境の面からの、ここの場合はアプローチですけども、ほかのところとの連動というのが非常にこの問題は重要だというふうに思っています。

先ほど、SDGsの話が出ましたが、SDGsの意義というのは、いいことだからやろうという、その17の目標に、ただ、ひもづけすることじゃないんですよね。それぞれの分野が連動して動いて、やっぱり持続可能な仕組みにしていこうということが重要なので、ただ、ひもつけていいことをやろうということではないという、そのことで、豊島区のSDGsの取組がいろんな部署と連動して進んでいくということ、この問題でもやっていただきたいなというふうに思っています。

それと、こちらで、百貨店の方はご参加でしたっけ。

○委員 はい。

○委員 ですよね、すみません。以前の会議の場、以前というか、もう何年も前ですけども申し上げたことがあって、やっぱりデパートさんで結構出ているものもあって、それも結構いいものが出ているというような印象があるんですけど、あと、一方で、アパレルなんかもそうなんですけれども、やっぱりメーカーとかのブランドイメージとか、メーカーとかのイメージを損なわないようにするために、なかなか値下げができなかったり、値下げするなら廃棄みたいな、そういうことが従前行われてきたと思うんですが、ただ、その辺、何かデパートさんでも、子ども食堂とか、そういうところにも出してくださっているというお話を聞いているんですが、表というか、あまり大きく出しにくいところもあるのかどうか分からないんですけど、その辺の実態というのはいかがなんでしょうか。

○委員 まず、子ども食堂についてなんですが、当店としては、私は提供しているという認識はちょっとございません。異動してきて、私1年ほどになりますが、ひとまず現状では、当店としては、活動はしておりません。

ただ、今回、コロナが始まったときに、ちょっとそういったお子様が困窮、食料のほうで、各食堂、お昼の給食の問題等もありまして、一部提供などはしておりますが、ちょっとそれは、またロスとは、また別のところで提供させていただいたと、ちょっと上司のほうで動いているので詳しくは分かりませんが、そういった私は認識をしております。

食品ロスの活動としましては、確かに、当店としても取り組まなくてはいけないところはございますが、各支店、おっしゃっているように、お取引先様が主体となっておりますので、私どもからだけではなく、お取引先様のほうからも、両者から取り組んでい

かないとなかなか実施は難しいかなという認識はしております。

ただ、レストランも食品につきましても、食べ物の消費期限等もありますが、売上げサイドから見た点で、ちょっと機会ロスという言葉もございまして、お客様が買いたいとき、食べたいときに食べ物がなくなるとか、食材がないというのが、ちょっと商売とも結びついてきますので、その辺の難しさはあるかと思いますが、例えば、夕方になりましたら売り切りのセールをやるとか、あと、一部賞味期限が迫ったもので、あんまりちょっと公にはやれていないと思うんですけども、ちょっと従業員向けに提供することもあったりとか、販売ですけども、そういったこともございます。

あと、社員食堂などにつきましては、豊島区さんから頂いた手のひらサイズのスタンドのポップなどを各機のところに置きまして、社員食堂としましては、従業員として食べ切りするようという取組は行っております。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

あと、もう1件だけすみません。

このたびの取上げは、どちらかというと法律で言えば、食品ロス削減推進法の範疇の話だと思うんですが、それより前に、食品リサイクル法というのができていて、ただ、なかなか商用の食品というのはリサイクルできない、調理したものというのは、例えば、生ごみのリサイクルなんかでも、何かが混ざっているとちゃんとした堆肥にならなかったり、あと、調理した食品なんかは、油や塩分が多くて全然肥料にもならないとか、なかなか食品リサイクルが難しいという状況があったと思うんです。だから、法律ができたときにはいろいろ議論がされたんですけども、なかなか実効性のあるものにつながないという現状があるんじゃないかなと。

豊島区でも生ごみリサイクルの議論あったんですよね、以前。そこから、例えば、燃料を作るというような案も、プラントの案とかも突然出てきたりとかして、何だと思ったときがあったんですけど、もう消えちゃいましたけど。その辺も含めて、もちろん、発生抑制が先なんですけど、何か進まなくなってしまった議論だなと思うので、関連して、ちょっと伺いたいと思います。

○ごみ減量推進課長 そうですね。今のところだと、生ごみの関係で、今取り組んでいるところと言いますと、区施設から出ている小中学校とか、保育園とかで出ている生ごみのほうは、城南島のほうにあるリサイクルの施設のほうで飼料等にしているというところがあります。それ以外のところだと、現状だと、あまり食品のリサイクルというふうなところ、施設から出ているところとかということだと、今のところはそういったところかなというふうな状況でございます。

○委員 委員の会社ではやっていらっしゃる。

○委員 やっていますよ。さっきおっしゃってた、本当豊島区で何かやるという話が前にあったんですよね、コンポスト化を。コンポスト化は、今、全部調査してないんで分か

んないですけど、例えばサンシャインとか、それから、そこのデパートさんですが、実際には、地下でコンポスト施設というのがありまして、そこをやっていたはずなんですけど、その後どうなったか分からないんですよ。大半はいろいろな環境問題が発生してやめているんじゃないかと思うんですね。

今、お話が出た城南島というのは、三つの施設がありまして、一つは、基本的には発電です。発電を主にして残ったものは肥料というようなやり方、バイオエナジーというんですけれども、それは、もう大分前にできています。それから飼料、餌ですね、餌を中心にしたアルフォという施設が二つあります。その中で、飼料及び、その後の発でできた工場はやはり発電もします。このコロナで量が半減しちゃっているんですけど、そういう施設も今、法制化されたというふうにあって、徐々には、コロナ前までは、東京都全体、23区では事業者の義務ですから、指定されているところは、徐々に増えてきたんですね。スーパー、コンビニに至るまでね。ですけど、その中でも、やはり、まだ半数にも、指定されている事業者さんが半数にもコンポストというのは、あまり、コンポストというか、再利用というのはされていないというのが現実ですね。

ですから、この豊島区をもし考えられれば、それぞれの企業さんは、それなりに指定されている、大口先はやっておられると思うんですね。小さいところは、ほとんど手つかずということです。

以上です。

○会長 そのほか、コメント等ございましたらお願いしたいと思います。

○委員 コンポストなんですけれども、多分、十七、八年ぐらい前に、豊島区の環境政策さんのほうで、家庭用のコンポストの容器というか、底が抜けたバケツみたいなんですけれども、そのあっせんというか、購入するのに補助金が出て、うちはそのときに二つ求めて、いまだに毎日使っております。

そのときに、小学校とかにもかなり大きい大型のものが設置されて、そのとき、私は小学校に関わっていたんですけれども、給食のときのスイカの皮とか、そういうものを入れて、土をかぶせておくと、本当に1日でなくなっちゃうくらいすごい威力だったんですね。それで、多分その頃にお友達も何人もコンポストの容器を買ったんですけど、いまだに現役で使っておりまして、本当に感謝しております。

それと、あと、今の地域文化創造館とか、拠点のところで、廃油、家庭で出た天ぷら油の残りとか、それを集めていて、それを石けんに再利用しているというのがあるんですけれども、それは、私は千早なんですけれども、千早の地域では、かなり浸透しておりまして、みんな油は流さないで容器に入れて、月に1回だったかな、そこに持っていくというのが細々ながらずっとやっていて、皆様の生活のサイクルの中に入っているんで、一応、そういうこともあるということをご報告します。

○会長 家庭の生ごみに関する対策として、最近というか、結構前から出ているキエーロってありますよね。ベランダでキエーロとかというので、完全に生ごみが消えてしま

うというもので、多摩地区の多くの自治体でも採用されているんですけども、そういった、これは食品ロスとは関係なくて、生ごみのほうですけども、そちらのほうの対策についても、今回は食品ロスの削減ということなんですけども、生ごみのほう、食品リサイクルの話がありましたので、そういったものについても議論が入るとよろしいのかなとちょっと今思いました。

何かほかもございましたら、食品ロスの削減推進に関しまして。

○委員 すみません、度々。子ども食堂に期限、もう店頭に並べられない、例えば、乾麺うどん、干したうどんとかのご寄附があるんですけども、それがトラック1台、そういうときがあるんですね。そういうときは、私の関わっている子ども食堂は個人のお宅を借りてやっているところなので、トラック1台の乾麺が来ると、何か生活ができなくなってしまうので、ちょっと泣く泣くお断りして、すみません、段ボール四つだけくださいと言って、頂いたんですけども、そういう豊島区内にも、食品卸、それは、たまたま香川県のメーカーさんの東京支社が豊島区のとての近くにありまして、ご近所のつてでお話が来たんですけども、そういうのを企業さんの卸問屋がかなりあるので、そういうところから区のフードバンクに大量に寄附というか、というのは可能なのでしょうか。

それと、もし多分、一つの子ども食堂だけでは、トラックいっぱい乾麺はさばけないので、そういうところに、区のほうで引き取っていただいて、配って、豊島区内とか、子ども食堂はすごくネットワークがよくできておりますので、板橋区とか、文京区とか、練馬区とか近隣のところにも分けることができますと思いますので、その辺の業者さんとの区のネットワークというか、お呼びかけみたいなのがあったらいいんじゃないかと思います。

○ごみ減量推進課長 現在、フードドライブは、基本的には、ご家庭から寄附を頂いて、それをお渡ししています。企業さんからも、たまにそういうお話とかあったりするんですけども、やはり、ちょっと我々のほうも、実際預かるところも、トラック1台分とかとなると、なかなか置く場所が難しいなというところで苦慮するところがございます。その上で、我々も、一旦、預かったものは、社会福祉協議会のほうにお渡しをさせていただいているというところがございます。

社会福祉協議会のほうは、区からのフードドライブもそうですし、やはり企業からもそういった寄附の申出とかとあるものを社会福祉協議会で受け取って、それを子ども食堂さんですとか、それから、生活困窮者自立支援法の下での生活困窮者の方などにお渡しをしているということでございます。

ですので、社会福祉協議会などで、そういったものなんかを預かれるか、あそこも、もちろん数に限りはあると思うんですけども、そういった企業なんかからのお話があったときに社会福祉協議会のほうとちょっとお話をつないだりしながら、受け取れるかどうかというふうなところはさせていただいているというところが、今の状況というところがございます。

○会長 そのほかございましたらお願いします。

(なし)

○会長 それでは、本日ご審議いただきました内容、食品ロスに関して、これは、一般廃棄物処理基本計画の中に位置づける食品ロス削減推進計画の中に、今回いただいたご意見は反映させていただきたいと思います。

それでは、次に、議事３の事業系ごみ対策について、事務局から説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 それでは、資料第３－３号、事業系ごみ対策についてご説明をさせていただきます。ちょっと、また話題ががらっと変わりますけれども、よろしくお願いします。

事業系のごみの対策についてということで、現状を整理した上で、これからの区としての大まかな方向性の案というものをお示しさせていただくというところでございます。

まず、１番でございますが、本区における事業系ごみ対策のこれまでというところでございます。基本的に廃棄物処理法におきましては、事業系ごみの処理責任は排出事業者にあるというふうに定められております。その原則に基づきまして、区のほうでは排出ルールを定めまして、指導・助言等を行っているというところでございます。

具体的な取組として、（１）番ということで、まず、大規模事業者での関係の対策というところでございます。

①番として、事業用大規模建築物の基準の強化というところでございます。こちらは、廃棄物管理責任者の設置、それから再利用計画書の提出を義務づけまして、区のほうでは立入指導ですとか、廃棄物管理責任者の講習会等を実施しているというところでございます。

それから、事業用大規模建築物の基準については、平成２１年に対象となる延床面積を３，０００平米から１，０００平米以上という形にしまして、対象範囲を拡大しているというところでございます。

②番、再利用計画書に基づく指導・助言等の実施というところでございますが、対象のうち、年間約１００件程度の立入調査を行いまして、計画書どおりの分別がなされているかのチェック、そういったところをさせていただいているというところでございます。

２ページの下（２）番でございますが、こちらは小規模の事業者での取組というところでございます。排出量の少ない小規模な事業者（日量１０kg未満）の事業者につきましては区収集を利用できると、例外的になっているというところでございます。現在ですと、なお、新規の事業者ですとか、一度、民間収集に切り替えた事業者は、区収集を利用できないというふうな形で、基本的には、民間収集のほうでというふうな形で進めているということでございます。

その排出基準の見直しと民間処理業者委託への移行促進というのが②というところでございますけれども、これは、平成25年度に見直しを行いまして、民間処理業者への委託を進めていったというところでございます。現在もご覧のような形で移行を進めているというところでございます。

③番ということでは、不適正排出事業者に対する指導ということで、そういったことも行っているというところでございます。

(3)番は、池袋駅周辺繁華街地区でのごみ収集の見直しでございます。こちらは、この池袋駅周辺の繁華街地区、以前は、日曜日を除く毎日、可燃ごみも不燃ごみも毎日収集していたという地区でございましたが、平成30年4月から、毎日収集を廃止しまして、区内のほかの地区と同じように、可燃ごみは週2回、不燃ごみは月2回と、それから資源回収のほうも新たに導入をしたというような形で、ほかの地区と同じような形でごみ収集のほうを行うようにしたというところでございまして、ごみ量のほうも大きく減少したというところがございます。

4ページの2番ということで、事業系ごみ対策の方向性ということでございます。まとめております。事業系のごみにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、廃棄物処理法のほうで処理責任は排出事業者にあると定められているところでございます。こういった中で、民間業者への移行というところも進めてきているというところでございますけれども、かなり移行のほうも進んできたのかなというような状況でございます。今後は、例外的に区収集を実施している10kg未満の事業者に対して、さらに、その移行はできるところは進めていくというところはございますけれども、その促進に当たっては、排出事業者や民間処理業者との使用処理費用の面での認識の違いとか、そういったところでも民間処理業者の採算が合わなくて業者への移行が進まない事例もあるといったことで、ごみ処理自体には費用がかかるというところは、しっかりと認識をしていただく必要があるのかなというふうに考えております。

一方で、区収集でしているところも、有料ごみ処理券を貼っていなかったり、それから、分別がしっかりとされていないというような不適正排出というものがされているというところもありますので、公衆衛生とか、美観の観点も含めまして、適正排出というところをしっかりと指導していきたいと考えているところでございます。

という形で、民間収集業者への移行も進めていくというところとともに、適正排出、これをしっかりと促していくという方向で事業系ごみの対策を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○会長　ご説明ありがとうございます。

この件に関しまして、今までの取組と今後の方向性についてご説明ございましたが、ご意見がございましたら、お願いいたします。

特に商店街の絡む話ですので、委員、いかがでしょうか。

○委員 今、商店街のほうでは、段ボールなどは民間業者と契約しまして、毎週1回、回収日というのがありまして、その場所に段ボールを出すというふうに進めています。また、あとは、ここにあります有料ごみ処理券の未貼付、未分別というのがありますけども、やはり事業者によっては、当然小さいお店などは、一般の、自分の家庭ごみと一緒に事業系ごみも混ぜて出しちゃうというのが多いと思います。ですから、やはり、ごみ処理券というものを買って、貼るということはあまり見受けられないので、やはり有料のごみ袋に入れて出すようにすれば、そのごみ袋に入れて出してくださいというような形で早く回収できるかなというふうには思います。

あと、結構、今旅行者で泊まっている方が捨てていってしまうというのが、町会のごみのところでも、結構見受けられますので、その辺の対処の方法もこれから考えていかなければいけないなと思います。

以上です。

○会長 委員ございますか。

○委員 当社のごみはもちろん事業者で処理する事業系ごみですが、当社は〇〇グループということもありまして、ごみの量の削減とリサイクル率の向上に日々取り組んでおります。

当社では、つい最近まで、特に一番悩んでいたのは、生ごみ処理のリサイクル率が非常に低くて、これをどうやったら向上できるかということで、系列のほかのホテルで、生ごみ処理のリサイクル率がよいところの情報を基に、今まで生ごみ処理を飼料化で処理していたのですが、飼料化だと、どうしても調理の皮や、むいたくずとか、そういうしっかり選別されたものじゃないと持って行っていただけないという悩みがございました。調理くずよりも宴会や婚礼のいわゆる食べ残し系のごみのほうが圧倒的に多いのですが、そういったものにはどうしても割り箸や紙ナプキンなどが混ざっていて飼料化には向かないということです。それよりも、先ほど話が出ていましたバイオエネルギー系のごみ処理のほう引き取って頂ける率が高いということで、当社に関しては、昨年バイオエネルギー系の生ごみ処理に切り替えてみましたところ、非常にリサイクル率が向上しまして、生ごみがリサイクルに回るので、結果的にごみ全体の削減につながりました。

次に考えなければならないのが、これも先ほどからお話が出ているプラスチック系のごみです。これも選別はもちろんしていますけれども、どうしてもうまく分別でききれないところがありまして、まだ具体的にこうしていけば改善するという方法が見つからないわけではないのですけれども、〇〇グループ全体でプラスチックごみの削減についてこれから本腰を入れてやっていきたいと思いますという号令もかかっておりますので、これからそこに向けて取組を検討し始めたところでございます。

○会長 すみません。ただいまの事業系ごみ対策の方向性として、基本的な方針ですが、基本民間委託ですね、民間収集に移行するという方針と、かつ、適正排出の徹底ですね、

こういった方向性が述べられておりますが、この件に関しまして、特にご意見はありますでしょうか。

○委員 民間移行、実際に、私その事業者ですから、大小ありまして、採算が取れないということも多々あるんですね。それをどうやったら解消できるのかというと、例えば、請求をして振り込み、要するに請求書を送るという、その費用が実際にごみ処理費を圧迫して、利益なんか全然でないという。ですけど、回収はきちんとやらなきゃいけないという、そういう商店街は多いんですね。

ですから、それを効率化して、どうやるかというのは、実際、今挑戦していこうとしているんですけど、支払いも自動引き落としというようなやり方でそういう費用を軽減していくとか、さっき袋売りという話がありましたが、実際に、今やられているんですか、商店街さん、有料袋。

○委員 有料袋はやっていないです。

○委員 それは、何か実例があるんですか。例えば、豊島区はやっていないと思いますけど、地方都市では袋を売りますから。最初に起きたのは、もうはるか昔、仙台がやったんですけど、袋を有料で売ることでごみを減らす、袋も非常に節約して出しますから、非常に効率的なんですよ。それを今お話の中で対象になるのかなというのが一つあります。

それで、もう、私聞きたいんだけど、豊島区の日量10kg未満、そのほかにもいろいろありますよね50kgとか、ばらばらなんですけど、日量10kgということは、週に2回出すんですよね。大体、対象は六日分になると思うんです。そうすると、1回に30kgでいいのかという疑問を持つんですけど、これはちょっとお答えしていただきたいなというふうには思います。

○豊島清掃事務所長 事業系のごみにつきましては、家庭ごみの収集に影響が出ない範囲で事業系のごみを収集するということで、比較的厳しい条件となっております。法律に基づいて、自己処理の責任を徹底していくということで、ごみ袋でいうと、二、三袋に相当するものなんですけど、そういったところを徹底していただくようお願いしているところでございます。

○委員 それはシールを貼って有料だということですよ。

○豊島清掃事務所長 そうです、有料で。袋の容量に応じて、ごみ処理券を貼ってもらっていたということです。

○委員 ごめんなさい。大変申し訳ありません。それでしただけ、明確だと思うんですよ。ですから、事業一般、我々、事業者にごみをこれから委託するというのが、今お話、会長からも言われているんですけど、そこは事業者を呼んで、果たして、どうやったらスムーズにそういうことが行われていくのかということは研究して、お互いがなんですけど、すべきことじゃないかなと思うんですが。

実は、何を言おうといいますが、コロナ騒ぎで、よその区なんですけど、実際、私ども

に電話がかかってくる。また、ある事業者さんからかなり電話がかかってきました。なぜかという、回収に来なくなっちゃった。皆さん、困っちゃって、お宅で何かできないかというような話で区から相談があったり、事業者さんから相談があった。そういう実情もお考えいただいて、我々業者も、相当、事業として見たら、弱体というか、弱い業者なんですね。その割には、物すごい規制があって、それから、設備もきちんとやっていかれないと長続きしないんですよ。これは、もう全然違う話ですけど、年間に相当な我々同業が辞めていっちゃう。減っちゃって、六百数十者というのが基本にあったんですね、許可だけは全然多いですよ。今は、もう400ぐらいになってくるんじゃないですかね。それぐらい辞めちゃうんですね。これも一つの今の需要に、果たして、全部そうやって委託できるのかというのが、ちょっと疑問に思っていたので。

以上です。

○委員 すみません。先ほど委員さんから、採算が取れない、商店街の個々の商店の回収、請求書を送る費用のほうがなんてお話ありましたが、例えば、商店街で一括して契約してだとか、そういう効率化というお話もありましたが、そういう事例だとかはあるんでしょうか。

○委員 私のほうからお答えしないで申し訳ない。いろんなところで、商店街が中心になってごみの回収というところは、都内に何か所もあります。早稲田なんかにもあるし、自由が丘ですかね、あっちのほうにもありますしね、それは、もう大分前から商店街さんが中心になって、リサイクルも含めて、ある一つの業者に一括して、そこを任せるといような、ただ、それは、今もまだずっとうまく継続されているかは、ちょっと申し訳ない、分かりません。

ただ、それをそういうふうに言うのであれば、非常にやりやすいというのと、明確に料金設定ですか、そういうものもあって。それから、まだ実現していないんですけど、袋にバーコードを使って、今実験をしようとしているんですよ。そうすれば、売ったところは全部控えができちゃうわけですね。そこが出せば、それを読み取るわけですから、確実に、そのお客さんが排出したというものは分かるというように、その辺までしないと、個別にきちんきちんと取っていかないと、じゃなかったら一括、全部取っちゃって、あとは、商店街さんがその割り振りしてくださいというようなことが起きます。

今は、ちょっと大分減少しちゃったんですけど、銀座の一丁目から八丁目までは、最初に、清掃局の方がそれを我々にやらしたんですね。ですから、うちは八丁目です。それを取りまとめている一つの会社がありまして、そこから、今の袋売りをやるわけです。その袋を出したものを我々が回収して、その記録を担当者に渡すと。その集金と我々の支払いをしてくれるという、こういう事例はあります。

以上です。

○委員 今、回収の事業者様からお話があったんですけど、委員さん、商店街として、そ

ういうのに乗っかるとか、そういうのはできそうなお話でしょうか。

○委員 今の電気屋さんとか、そういうところはエアコンとか、いろいろ配線とか出た処理は自分たちの関連の引取業者のほうに出すということではしているんですけども、それぞれ飲食店とかは自分たちで個々に契約されて出すと。大きい段ボールとか、紙、雑誌類とか、そういったものは梱包して、業者に1か所で集めて出すというふうな流れになっていまして、例えば、一つの商店街じゃなくて、近隣の幾つかの商店街で協力して、みんなで一緒に収集してもらって、それで支払いは振り込みをすとか、そういうふうにはなっています。

○会長 何かございましたらお願いいたします。

はい、お願いします。

○委員 ご説明にあったとおり、基本的には自己処理なんだと。なんだけれども、少量のものはという形でやっているという、ここで、もう繰り返し議論があったところだと思うんです。それで、何回か、改正で業務の縮小とか、回収の日にちを、ちょっと3ページのところに書いてありますけれども、これやろうとするときに、やっぱり不法投棄が増えるんじゃないかとか、あと、民間収集に移行しているところと移行していないところの差で、これが、どのごみかというのが分かりにくくなったり、業者さんにとっても、先ほど委員から事務コストの話もありましたけれども、やっぱり非常に分かりにくいし、ロスが大きいということとかあったと思うんです。全部、やっぱり移行するというふうにしてであれば、まとまってというようなことも議論できると思いますし、今、商店街さんのお話もありましたけれども、恐らく、そういうまとまるような在り方が可能であれば、でそういう方向に、基本は、今まで個人でちゃんと契約してくださいだったわけですけども、ある程度まとまった対象になると、行政がそこでお手伝いするというやり方も出てくるのかなというふうに思うんですけども、そこ、委員が今、積極的に質問されていまして、そういうことも踏まえた検討を今後なさる意向がおりでいろいろ質問して下さったのかなとも思うんですけども、基本的には、やっぱり排出者責任を、多摩地域だけの問題ですね、今までの段階的にやってきたというのは。

あとは、やっぱりごみによっては感染のリスクとか、いろんなことも指摘されるようになったので、やっぱり排出者の責任というのがよりしっかり見られるようになるというふうに思いますので、方向的には、もう分かっていることだと思うんですけど、やっぱり各論のところですよ。だから、商店街単位が可能なかどうか。

あと、問題になるのは、やっぱり繁華街じゃないかと思うんですよね。商店街は、ある程度、そこで話ができて、繁華街の商店街加入率は低いでしょうし、どんどん店舗は変わる中で、それが可能なかというところが、だから、繁華街はちょっと切り離して、今までやってきたようなところがあると思うので、そこをどうするかという、やっぱり本当に具体的なところが必要になってくるのかなというふうに思います。

ちょっと答えは出ないんですけども、その辺をやっぱり豊島区の地域性を考慮しな

がら、豊島区の中での地域性も考慮しながらやっていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

○会長 ご意見ございますでしょうか。

○委員 すみません。区としましては、事業者の方は、ご自分で処理していただくというのが基本なので、たとえ小さなところでも区が収集するのではなくて、委託していただきたいというのがあります。

ただ、割に合わないとか、いろいろ回収する事業者様、あるいは、実際に出す事業者様とか、いろんなご事情があると思いますので、その辺のところ、例えば、商店街でまとまったら採算が合うのかとか、いろんなことを研究しながら、やはり事業者の方の責任で出していただくという方向には持っていきたいなと思います。繁華街もそうですけれども、10kg以下だから、もう区が収集しますよというのではなくて、あくまでも事業者さんで処理をしていただくという方向に、どういう方法をとれば、それが現実としてできるのかということを、今日、いただいたご意見を踏まえながら研究していかなければいけないのかなと思っていますところ。

以上です。

○委員 ちょっと質問していいですか。

失礼な言い方ですけど、実際に、それは商店街で、駅前とかでやればいいですけど、豊島区全体で見ても、それこそ商店とか、そういうところはぼつんぼつんとあったり、場所的に車が入りにくいとか、いろんな要素があります。それを、全体を今言ったような条例ですか、条例ですよ、これ。条例をつくって、それを今の業者さんに適用させるのかというのがちょっと疑問なんです。豊島区の住民でもありますし、やはり、ごみ出しが非常に、今個人のうちの前というごみ置場でなくなっちゃったんですね。自分のところは、ごみ置場は電柱にあって、うちの前ですから、ですけど、ほとんどのところ、あれはなくなって、個々に回収せざるを得ない、ですよ。だから、これはちょっと話が違いますけど、そういう中にお店があるわけですよ、昔ながらの。これを一括して、そういうふうにしるというのは、なかなか気の毒だとか、申し訳ありません。

○豊島清掃事務所長 すみません。区内には、88の商店街がございまして、活動が活発な商店街もあれば、そうでない商店街もありますので、まずは、規模が大きいところとか、活動が活発な商店街で、そういった対策が取れるのかどうかというところを、まず行政として、相談に行きながら進めていきたいと思っています。

○委員 分かりました。

○豊島清掃事務所長 あとは、集積所に関しましては、今現在、豊島区内2万2,000か所ぐらいの集積所がございしますが、収集の効率化という面もございしますので、なるべく大勢の世帯でごみ集積所を利用していただくようお願いをしているところでございまして、戸別収集とかというところは、なるべく避けるような方向で区民の方に理解を求めているところでございます。

○委員 すみません、逆らうだけです。逆説的になっているような気がするんです。戸別収集は大分前ですけど、やむを得ないというのは、区のほうがおっしゃったんですね。ですから、当然、その収集の作業形態が変わってしまう、多くなっちゃうわけですね。それで、商店街をなるべく減らすというのが基本的な考え方だったというふうに思います。で、その人員をそちらに振り向けていこうというような。ですから、そうすると、それと申し訳ないんですけど、自宅の周りを見ていると、ほとんど、自分の前にしてきちゃったんです、ある一つの例で。ですから、取られちゃうわけですよ、自分のところの前が嫌だから、ポスターというか、あれですね、置場というのを。だから、果たして、それが可能なのかというのは、ぜひ、まとめてやっていただいたほうがいいのと。

もう一つは、これ、すみません、会長、掃除ですよ。やはり、そこ、自分のうちの前だったら自分は掃除します。それと、向かいの方も掃除してくれる。ネットは、そのままで行くわけですから、ネットもごみを取った後は、丸めてきちんと畳むわけですね。そういう担当が、その置場になっているとやるんですよ。だけど、中途半端だと、ネットありませんけど。ですから、言うところと広がっちゃうんですけど、ネットがないということは、カラスが来たときにはみんなつかれるわけですね。だから、こういうのが住宅で見ているごみ事情というのですかね。それをちょっと含んでいただいて、できれば、今おっしゃったようなほうが、やはり前のほうがいいんじゃないかとは、私は思っています。

以上です。

○会長 その他ご意見ございましたら、お願いします。

基本的に方向性としては、皆さんがご賛同いただいていると思いますけれども、実際の各論と申しますか、実際、現実にはどのような策を取るかということに関して、まだ未知な部分がございますが、大まかな方向性としましては、事業系ごみ対策として、民間移行をしていくという原則の下で、さらに適正排出を促進する。そういう大きな方向性についてはご賛同いただけているというふうに思います。各論に関しましては、今後、対応していただきたいと思っております。

では、時間も押してまいりましたが、特にご発言があるということでしたらお願いしておきます。

(なし)

○会長 それではないので、本日も長時間、ご審議いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

○ごみ減量推進課長 それでは、連絡事項2点お伝えさせていただきます。

まず、1点目でございます。本日の会議録につきましては、直ちに作成作業に入り、委員の皆様を確認のご連絡をさせていただきたいと思っております。ご発言等、お間違いがないかのご確認いただいた上、区のほうに掲載をさせていただきたいというふうに思いま

す。

2点目でございますが、次回の審議会の開催についてでございます。現在、本年の10月下旬を予定しております。また、開催日のほうが決まりましたら、開催通知のほうをお送りをさせていただきたいと思います。引き続き、感染の状況等、留意しながら感染防止策を講じた上での開催となるかと存じますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からは以上でございます。

○会長 それでは、これをもちまして、第5期第3回豊島区リサイクル・清掃審議会を閉会させていただきます。

長時間、ご議論をいただきましてありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

(11時48分閉会)

会 議 の 結 果	計画改定にあたり、食品ロス削減の推進、事業系ごみ対策、ごみ資源の適正排出の促進（プラスチックごみの削減）を審議する。 次回審議会にて、プラスチック製容器包装の分別収集導入について の中間まとめ素案を審議する。
提出された資料等	・資料 2-1 号 委員名簿 ・資料 2-2 号 計画改定の方向性について ・資料 2-3 号 プラスチック製容器包装の分別収集による資源化の推進について
そ の 他	